

下保谷四丁目特別緑地保全地区の 保全と活用について（素案）

平成 30 年 11 月
西東京市緑化審議会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特別緑地保全地区の概要・・・・・・・・	2
3	審議会における主な意見・・・・・・・・	2
4	保全活用の基本方針・・・・・・・・	3
5	実現のためのプロセス・・・・・・・・	3
6	おわりに・・・・・・・・	4
	西東京市緑化審議会委員名簿・・・・・・・・	5

1 はじめに

西東京市緑化審議会（以下「審議会」という。）は、平成30年8月8日に、西東京市長より「下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全と活用について」諮問されたことを受け、この間、調査審議を行ってきました。

審議会においては、下保谷四丁目特別緑地保全地区（以下「高橋家屋敷林」という。）の概要説明を受けるとともに、現地視察を行ったほか、各委員から闊達な意見を出し合い議論した上で、このたび「下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全と活用について（素案）」を取りまとめました。

審議会では、この素案を基に幅広く市民の皆様からご意見をいただいた後、審議会において審議を行い、答申を策定したいと考えています。

2 特別緑地保全地区の概要

【特別緑地保全地区指定の経緯】

特別緑地保全地区とは、都市における良好な自然的環境となる緑地を、将来に継承するため、開発行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（都市緑地法第12条）

西東京市（以下「市」という。）は、保谷駅北口開発に伴い、当該土地所有者から、周辺地の緑地保全及び開発などの相談を受け、その結果、都市における良好な自然的環境となる民有地を将来に継承するため、平成24年11月に約1.1ヘクタール（総面積11,133.93㎡）を都市計画決定し、特別緑地保全地区として指定しました。

みどりの基本計画の方針である、シンボルとなるような「武蔵野の面影を残す屋敷林」などを保全することにより、みどりに包まれた西東京市の実現を目指す重要な位置づけとなる場所になっています。

【保全する緑地の概要】

高橋家屋敷林は、西武池袋線保谷駅北口より約400mに位置します。都市化が進展する駅の近くにありながらも、屋敷林内には樹高20mを超えるケヤキ・シラカシ・スギなどの高木が残されており、武蔵野の面影を今に伝えています。豊かなみどりに包まれた良好な住環境を形成に寄与するとともに、市民に憩いを与える貴重な屋敷林です。

また、高橋家屋敷林は、特別緑地保全地区への指定以前から地域住民のボランティア活動などにより植生が管理されてきました。現在は、この屋敷林で活動していた複数のボランティア団体が統合されてできた「高橋家屋敷林保存会」（平成26年1月発足）が市と協働で、屋敷林の植生管理に努めています。

3 審議会における主な意見

【調査・実験について】

- ・生態系の調査（植生、生き物など）
- ・土壌の回復と雨水の浸透に関する調査・実験

【樹木などについて】

- ・剪定方法や外来種判別などのマニュアルの作成
- ・自然（動植物）のガイドの作成

【歴史・文化などについて】

- ・屋敷林を地域の文化的景観のひとつとして価値の整理（建物の評価、地域の歴史的背景など）
- ・屋敷林の記念物・名勝としての指定・登録の検討（価値、必要性の整理など）

【その他】

- ・地域住民が参画した継続する調査
- ・持続的に活用していくための仕組みづくり。(調査→評価→成果の公開)
- ・小学生の環境学習や中高生の職場体験・奉仕活動体験などの場としての活用
- ・保全してだけでなく、外に向けて発信していく場としての整備
- ・次世代に残していくものとして、未来に活かしていける地域のフィールドミュージアムの拠点として考えていく。

4 保全活用の基本方針

保全活用に向けての基本的な考え方として、次のとおり提言します。

(1) 保全と活用を一体のものとする。

屋敷林の樹木はもともと燃料や堆肥や木材として活用されることで維持されてきた。高橋家屋敷林の管理にあたっても、活用することが保全につながるという考えのもと、保全と活用を分けて考えるのではなく、一体のものとする。

(2) 実証実験を通じて、新たな保全活用の可能性を見出していく。

活用の方法は、昔ながらのものだけでなく、現代社会にあった新たな保全活用の可能性を見いだして行く必要がある。そのために、高橋家屋敷林において土壌回復実験と植生・生き物調査、枯れ枝管理のシミュレーション、母屋・附属屋の建築実測調査と活用のシミュレーション、微気候的視点での屋敷林の快適性評価など、実証実験を行っていく。

(3) 地域に点在する地域資源を結びながら「面」として活動を展開する。

実証実験を行う際は、高橋家屋敷林という「点」での活動に止まらず、周辺の歴史・文化・教育などに関する様々な地域資源と関連づけ、それらを結びながら「面」として活動を展開することで、取組みの波及効果を広げていく。

(4) 地域住民との連携を通じて保全活用の担い手を育ていく。

活動の展開にあたっては、地域住民との連携を重視する。これまで管理にあたってきた高橋家屋敷林保存会に加え、将来を担う地域の子どもたちも含めた新たな主体を巻き込みながら、保全活用の担い手を育成していく。

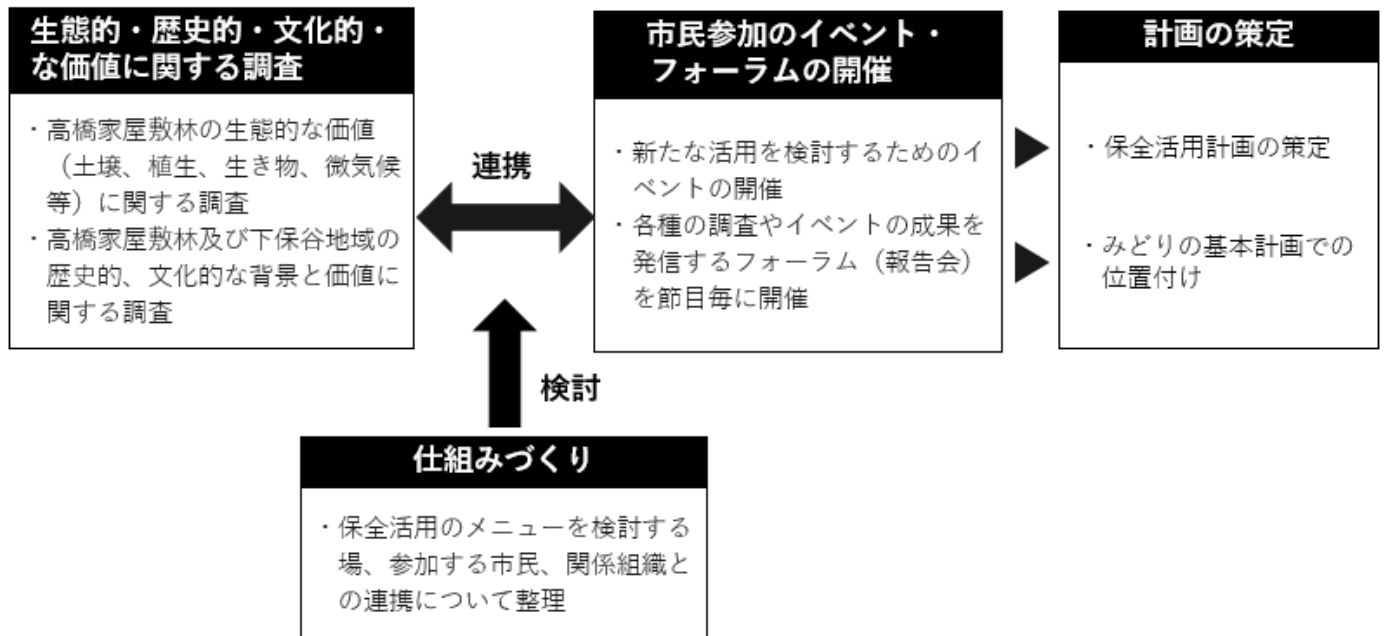
(5) コミュニティ形成の場としての新たな価値と役割を創出する。

以上の取組みを通じ、地域におけるコミュニティ形成の場としての高橋家屋敷林の新たな価値と役割を地域住民とともに創出し、下保谷地域の発展に繋げていく。

5 実現のためのプロセス

保全活用の基本方針を実現するためのプロセスについて、次のとおり提言します。

★実証実験、活用、価値の評価を同時進行ですすめる。



上図は、みどり環境部みどり公園課が事務局となり、庁内の連携を図るとともに、専門家と協議の上で必要な調査を企画調整し、適宜、市民ボランティアや地域住民と協働する調査と活用の仕組みづくりを示すものです。また、その活動の実績を、今後の計画策定に活かすプロセスを示しています。

6 おわりに

高橋家屋敷林については、市はもとより、国及び東京都からの財政支援を受けて取得した、大変貴重な地域資源です。

この地域資源を、将来にわたって有効に保全活用するためには、高橋家屋敷林という「点」に止まらず、下保谷地域に点在する数々の地域資源を結び、「面」として捉えることが重要な視点であると考えます。その上で、その価値を市全体、さらには広く世界へと発信していくことが重要です。

現在、市における緑化施策の最上位計画となる「西東京市みどりの基本計画」の目標年次は、平成 25～35 年度前後とされています。

このことから、今後策定されることが想定される「（仮称）第 2 次西東京市みどりの基本計画」に、高橋家屋敷林の保全活用計画を位置づけることで、実効性を担保し、着実に事業が展開されることを要望します。

西東京市緑化審議会委員名簿

役職	氏 名	選考区分
会長	伊藤 泰彦	学識経験者
職務代理者	村田 秀夫	学識経験者
	飯田 晶子	学識経験者
	椎名 豊勝	学識経験者
	亀田 直美	行政機関
	中尾 信行	行政機関
	佐藤 留美	事業者
	中村 文美	事業者
	池田 干城	公園ボランティア
	高橋 俊郎	公園ボランティア
	中村 賢司	公園ボランティア
	横山 廣司	公園ボランティア
	梅原 朋子	公募市民
	加納 裕二	公募市民
	田巻 威彦	公募市民

任期 平成 30 年 8 月 8 日から平成 32 年 8 月 7 日まで